

鎌倉市企業立地等促進条例

立地に係る固定資産税・都市計画税の軽減

【対象地域】

- 1 工業地域、工業専用地域、準工業地域(製造業)
 - 2 全ての地域(情報通信、宿泊業、自然科学研究所)
- ※立地については関係法令による制限があります。

【対象企業】

事業所を市内に新設、移設、増設又は建替えをした企業

【対象業種】

製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所

【投下資本額】

大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
 中小企業：5千万円以上(市内で3年以上操業している場合は2千万円以上)

【支援内容】

大企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/3に軽減(5年間)
 中小企業：立地に伴い取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産税・都市計画税を1/4に軽減(5年間)

設備投資に係る固定資産税(償却資産)の軽減

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

次の条件をすべて満たす企業

- 1 事業の維持・拡大のために、一定額以上の設備を導入した企業
- 2 対象業種の事業を市内において3年以上継続して行っている企業

【対象業種】

製造業、情報通信業、宿泊業、自然科学研究所

【取得価格】

大企業：5,000万円以上
 中小企業：500万円以上
 ※導入した設備一品あたりの取得価格

【支援内容】

取得した償却資産に係る固定資産税を1/3に軽減(5年間)

本社機能等の設置に係る法人市民税の軽減

【対象地域】

鎌倉市内

※立地については関係法令による制限があります。

【対象企業】

立地により本社機能等を新たに有した企業

※本社機能等とは、総務部門、経理部門又は企画部門その他これらに類する法人全体の業務を所掌している部門

【投下資本額】

大企業：3億円以上(市内で3年以上操業している場合は1億円以上)
 中小企業：5千万円以上(市内で3年以上操業している場合は2千万円以上)

【支援内容】

法人市民税法人税割を1/2に軽減(3年間)

地域貢献施設に係る固定資産税(償却資産)の免除

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

事業所内保育施設を設置した企業

【支援内容】

事業所内保育施設の用に供する償却資産に係る固定資産税を免除(5年間)

鎌倉市企業立地整備費等補助制度

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

情報通信業を営む事業者(シェアードオフィス開設についてはそれ以外の業種でも可)

【その他の要件】

市内に新たに構えた事業所で3年以上事業継続の計画があり、下記①～③いずれかの要件を満たす事業者(ただし、鎌倉市企業立地等促進条例の税の軽減措置を受けられない事業者に限る)

①市内に事業所を有さず、市内で新規に事業所を整備する事業者

②市内に事業所を有し、3名以上の従業員を増員する事業拡大を行い、市内に事業所を新規に整備する事業者

③神奈川県信用保証協会の保証対象業種であって、情報通信業を含む事業者のシェアードオフィスを設置する事業者(リフォーム補助のみ)

【支援内容】

・リフォーム補助(補助率50%以内、上限300万円。オフィス等の床面積が100m²未満は150万円)

・賃料補助(補助率50%以内、上限1か月当たり25万円。共益費を含み、敷金・礼金は含まず年度内6か月分まで)

鎌倉市環境共生施設整備費補助制度

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む事業者

【支援内容】

・環境保全施設の整備(補助率50%以内、上限300万円)

・雨水活用施設の整備(補助率30%以内、上限100万円)

・太陽光発電施設の整備(発電能力1kwにつき10万円、上限150万円)

鎌倉市中小企業経営基盤強化事業費補助制度

【対象地域】

鎌倉市内

【対象企業】

市内で製造業、情報通信業、自然科学研究所を1年以上営む中小企業者又は当該中小企業者で構成する団体

【支援内容】

①産業財産権取得事業

②展示会等出展事業

③ISO認証等取得事業

④BCP(事業継続計画)策定事業

⑤人材育成事業

補助率50%以内、上限30万円。⑤は年度内上限30万円まで複数回申請可。

問合せ

鎌倉市市民防災部商工課 (0467)23-3000(内線2355)